

熱中症対策で市教委へ申し入れ



竜巻被害で政府交渉

米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

山脇議員は8月10日に熱中症対策として夏休みの延長や猛暑日の部活の中止等を求める申し入れを行い、8月21日には滋賀県議員団として対政府交渉に臨みました。これらの成果を基に9月定例会に臨んでいきたいと決意を述べています。

適用はむずかしい。

児童被害は局所的であるが甚大だ

(山脇議員)

8月21日、山脇議員は、日本共産党滋賀県議員団政府交渉団の一員として、内閣府に対し写真と資料を示しながら米原市の竜巻被害者の救済を訴えました。同席者は、穀田恵二衆院議員、山下芳生参院議員、宮本岳志衆院議員、清水忠史前衆院議員。

防災大臣に対する要望事項

6月29日滋賀県米原市で発生した竜巻被害は、8人が軽傷、140棟が被害にあい、うち38棟は屋根が飛ばされるなど一瞬にして建物の主要な構造部分が被害を受けました。調査によると、南北約3.7キロの範囲で被害が広がっています。ところが、災害救助法における住宅被害は、「一定数の被害」がないと適用されない仕組みになっています。しかし、被害は甚大です。竜巻の特性からみても、局地的な被害であってもその被害の実態に即して、災害救助法の対象とするよう配慮いただきたい。

米原市の場合、局所的であるが写真で示したように、140棟以上の家屋に被害を与えた(半壊は6棟)。施行令によって適用基準が示されているのであって、必要に応じて容易に変更できるはずである。是非、災害救助法によって被災者を救済してほしい。

(防災担当官)

判断基準がある以上法令上適用はむずかしい。(穀田衆院議員)

今まで何件の竜巻があったか、適用事例はあるか。(わからないとの返答)はつきり答えられないではないか。この日、竜巻にあわれた方の被害は甚大だ。新しい災害の事態に即して考えていく姿勢が大切だ。そういう共通認識を持つ必要があるのではないか。

夏休みの延長および猛暑日の部活動の中止を

山脇市議は8月10日、「山本教育長に以下の事項について申し入れました。文部科学省は8月7日、学校での熱中症事故を避けるため、高温時の臨時休業や夏休み期間の延長などの対応を検討するよう求める通知を教育委員会などに出しました。

本市では今年、8月27日から2学期が始まり、8月下旬に5日間も登校することになります。今夏の予報では、8月いっぱい高温状態が続くと予想され、例年にもまして熱中症予防が重要だと指摘されています。本市小中学校では、教室に冷房設備が整っているとは



(鶴見被災者行政担当付参事官補佐)

災害救助法の適用主体は県にあり、県が判断すべきものである。国は県と連携していくことになる。そのさい、法の適用基準があり、今回の場合は基準に満たず、

いえ、登下校や教室を離れた活動および部活動などは、熱中症等が危惧されます。このようななか、必要な対策を行うよう申し入れます。

- 1. 8月27日から予定されている2学期開始を遅らせること、もしくは授業時間の短縮を行うこと。
- 2. 猛暑日の部活動を中止し、屋外行事、運動会練習などは気象状況に留意して慎重に行うこと。
- 3. 在校時や登下校時を含む児童生徒の生命と安全を第一に考え、健康観察や1人ひとりの健康把握を入念に行い、事故の起こらないよう努めること。



(教育長)

状況によって8月登校日の時間短縮を各学校に任せたい。

現在、2学期開始日を8月27日としているが、学校管理規則で定めているわけではなく、今後気候状況を考慮して改めて決めたい。

運動会(体育祭)練習などは、必要な内容に精選していきたい。

児童生徒の健康観察等をしっかりと行っていくことは当然である。

